

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(応募がなかった場合等の取扱い)</p>	<p>(応募がなかった場合等の取扱い)</p>
<p>第11条 公募を行つた場合において、<u>応募人員が公募する委員数に満たなかつたとき、又は第9条の規定による選考の結果委員とすべき者がいなかつたときは、選考委員会の決定を経て、事務局が委員を選任するものとする。ただし、選考委員会が特に必要と認めるときは、再公募を行うことができる。</u></p>	<p>第11条 公募を行つた場合において、<u>事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、公募の例により再公募を行う</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>_____ものとする。_____</p>
<p>(加える)</p>	<p>(1) <u>応募人員が公募する委員数に満たなかつたとき。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>(2) <u>第9条の規定による選考の結果委員とすべき者が公募する委員数に満たなかつたとき。</u></p>
<p>(加える)</p>	<p>2. <u>前項の規定による再公募を行つた場合においてなお同項各号のいずれかに該当するときは、事務局は、公募委員が公募する委員数に達するまで同項の規定による再公募を行うものとする。ただし、当該審議会等の運営上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、再公募を行わないことができる。</u></p>
<p>(委任)</p>	<p>(公募の特例)</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 <u>前条の規定にかかわらず、同条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該審議会等の性質上やむを得ないときは、事務局は、選考委員会及び町長の承認を得て、公募委員を選任することができる。</u></p>
<p>～略～</p>	<p>(委任)</p>
<p>～略～</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>～略～</p>	<p>附 則</p>
<p>～略～</p>	<p><u>この規則は、平成27年9月1日から施行する。</u></p>